

住宅リフォーム等助成事業

1年間延長！

せたな町では、令和3年4月1日から「住宅リフォーム等助成事業」を実施しており、令和4年度で終了する予定でしたが1年間延長いたします。助成金を受けるには事前に申請が必要となりますので下記の内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

（令和3・4年度に利用された方は申請できません。）

1) 助成金を受けるには

- ・申請者の所有であり、かつ現在居住又は居住することが確実な住宅のリフォームであること
- ・せたな町内に建設されていること
- ・せたな町内の業者が施工すること
- ・リフォームの事業費が30万円以上であること
- ・事前着工していないこと



2) その他の注意事項

- ・助成は同一世帯及び同一人につき令和3年度～5年度間の期間中に1回限り
- ・工事を令和6年3月31日までに完了する必要があります
- ・助成金は最低6万円からとなります（事業費が30万円の場合、6万円交付）

3) 助成金交付の流れ

- ①業者とリフォーム内容等を相談し、業者から見積書をもらいます（申請者）
 - ②見積書や図面等の必要書類を添付して申請書等を提出します（業者→町へ）
 - ③内容審査後、町から助成金交付決定書を交付します（町→申請者へ）
 - ④交付決定後に着工となります（業者）
 - ⑤工事完了後、支払い（申請者→業者へ）
 - ⑥支払完了後、領収書の写しなどを添付、速やかに完了届を提出（業者→町へ）
 - ⑦完了検査後、助成金を交付します（町→申請者へ）
- ▼申請書類 及び 完了届等は、業者さんで作成し、町へ提出してもらうことでお願いをしております。

4) 対象とならない費用

○次のような費用は除きます。

- ア) 住宅と当該住宅以外の部分を併せたリフォームの場合は、当該住宅以外の部分の工事に要した費用は除きます
- イ) 国やせたな町から改修等にかかる助成金や交付金を受けている場合は、その改修工事に要した費用は除きます
- ウ) 工事を伴わない単なる物品購入のみの費用は除きます
- エ) 消費税及び地方消費税は除きます

裏面に続きます

5) 対象となる工事

増築工事、改築工事、修繕工事、外構工事も対象とします

	対象工事	想定される工事内容
1	増築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅に新たに住宅部分を建築する工事 ・既存の住宅以外の部分を住宅部分に変更させることにより、住宅部分の床面積を増加させる工事
2	改築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅部分の一部を取り壊す工事 ・当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建設する工事
3	修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事 ・概ね次に掲げる工事 <ul style="list-style-type: none"> ア 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事 イ 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事 ウ 塗装工事 エ 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事 オ 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事 カ 外壁、屋根等の防火機能を高める工事 キ 間取りの変更等模様替えを行う工事 ク 開口部等を設ける工事 ケ 台所、浴室又は便所を改良する工事 コ 建具の取替等の工事 サ 壁紙の貼り替え工事 シ 断熱、気密改修工事又は遮音工事 ス その他町長が必要と認める工事
4	外構工事	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅の敷地内において住宅の外側の工事で、概ね次に掲げる工事 <ul style="list-style-type: none"> ア アスファルト舗装等の新設又は補修工事 イ 汚水及び雨水処理施設の新設又は補修工事 ウ 塀・フェンスの新設及び補修工事 エ 門扉・門柱の新設及び補修工事 オ 車庫・物置の新設及び補修工事 カ ウッドデッキの新設及び補修工事 キ その他町長が必要と認める工事

※リフォーム等の内容は色々なケースが想定されますので、ご不明な場合はその都度お問い合わせください。

申請窓口 せたな町まちづくり推進課まちづくり推進係 0137-84-5111
(問合せ先)